

建設工事請負契約書の一部改正

建設工事請負契約書（平成8年大船渡市告示第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
建設工事請負契約書 1～8 [略] [略] 別記 (前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。	建設工事請負契約書 1～8 [略] [略] 別記 (前払金の使用等) 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。 <u>ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</u>
2～9 [略]	2～9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

改正後の建設工事請負契約書は、令和8年4月1日以降に締結される契約について適用する。